

## 建設関連業務に係る履行能力確認調査実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）の規定に基づき、建設工事に係る測量、設計及び調査の業務（以下「建設関連業務」という。）の委託の契約を締結しようとする場合において、同規則第100条の2第1項の規定により低入札価格の調査（以下「履行能力確認調査」という。）を行うときの取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

### (対象業務)

第2 履行能力確認調査の対象となる業務は、条件付一般競争入札及び指名競争入札により発注する建設関連業務とする。

2 履行能力確認調査の対象となる業務について、財務規則第106条第2項の規定による指名競争入札の指名に係る通知（以下「指名通知」という。）を行う場合には、当該指名通知に、この要領の規定を適用する旨を明示するものとする。

### (調査基準価格の算定)

第3 調査基準価格の消費税及び地方消費税の額を除く額（以下「税抜き調査基準価格」という。）は、別表により求めるものとする。

#### 別表

(1) 税抜き調査基準価格を設計額で除した値が別表の設定の範囲内となるように調査基準価格を定めるものとし、下限値を下回る場合は下限値と、上限値を上回る場合は上限値とするものとする。

なお、設計額は消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。

(2) 地質調査業務のうち、一般調査業務費とは別に算出する解析等調査業務費は、その全額を別表の③解析等調査業務費として取り扱うものとする。

(3) 一括計上価格がある場合は、各業種における直接調査費、直接測量費又は、直接人件費と同等の扱いをする。

(4) 税抜き調査基準価格に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 調査基準価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）は、税抜き調査基準価格に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額とする。

業務区分	税抜き調査基準価格＝①から④の計				設定の範囲
	調査基準価格における 直接業務費相当額		調査基準価格における 諸経費相当額		
	①	②	③	④	
建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等 ×0.48	6/10 ～8/10
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×0.48	—	6/10 ～8.2/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 ×0.9	解析等調査業務費 ×0.8	諸経費×0.48	2/3 ～8.5/10
補償コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価×0.9	一般管理費等 ×0.45	6/10 ～8/10
建築設計業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×0.6	諸経費×0.6	6/10 ～8/10

(税抜き調査基準価格を下回る価格による入札)

第4 入札執行者は、競争入札の結果、最低の入札価格が当該入札の対象業務の税抜き調査基準価格を下回る価格であった場合は、入札を保留し、建設工事競争入札委員会（以下「入札委員会」という。）において審議の上、落札者を決定するものとする。ただし、第5第7項の規定により調査を省略した場合及び建設関連業務履行能力確認調査・審査基準（平成16年4月1日施行）に規定する数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）により落札不相当と判定された場合は、入札委員会における審議を要しないものとする。

2 前項の場合において、入札執行者は、入札結果について、最低入札価格及び最低入札価格を入札した入札者の名称を公表するものとする。

(履行能力確認調査の実施)

第5 入札に付す業務を発注する課（室）長等（入札執行者が業務を発注する場合又は地方機関の場合は担当班長等。以下「業務担当課長等」という。）は、第4第1項の規定により入札が保留になったときは、落札の候補とする者（以下「落札候補者」という。）と契約することが契約の適正履行及び公正な取引の秩序の確保の観点から支障がないかを調査するものとする。ただし、数値的判断基準により落札不相当と判定された落札候補者にあつては、この限りでない。

2 前項の規定による調査は、落札候補者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により原則として次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 入札価格積算の根拠及び妥当性に関する事項並びに労務、資材等の調達等の適否に関すること。

(2) 業務計画等の適否に関すること。

(3) 履行能力の適否に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

3 業務担当課長等は、第1項に規定する調査を入札を保留とした日から7日を目途に行うものとする。

4 第2項に規定する資料の提出は、期限を付して求めるものとする。

5 調査基準価格を設けた入札については、指名通知において、すべての入札参加者から入札時に入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求めることを明示するものとする。

6 業務担当課長等は、第1項の規定による調査を終了したときは、その調査報告書を作成し、入札委員会に諮らなければならない。

7 別に定めがある場合は、第1項の規定による調査（数値的判断基準を除く。）を省略するものとする。

(履行能力確認調査結果の審議)

第6 入札委員会は、業務担当課長等が行った第5の調査結果について審議し、落札の適否を決定するものとする。ただし、第5第7項の規定により調査を省略した場合を除く。

(調査基準価格を下回る入札の落札者決定)

第7 入札執行者は、第6の規定による入札委員会の審議の結果、落札適当となった場合は、落札候補者を落札者と決定し、落札不相当となった場合（数値的判断基準により落札不相当と判定された場合を含む。）は、落札候補者を落札者とししないものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により落札候補者を落札者とししない場合には、落札候補者に建設関連業務履行能力確認調査結果通知書（別記様式）により通知するものとする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い入札価格又は総合評価を適用した

業務にあつては総合評価点の最も高い評価点に次いで高い評価点の者の入札価格（以下「次順位価格」という。）が税抜き調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

- 3 前項の場合において、次順位価格が税抜き調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格及び当該次順位価格の入札をした者につき第5から前項までの規定を準用する。

（落札者等に対する通知）

第8 入札執行者は、第7の規定により落札者を決定したときは、直ちに落札者に通知するとともに、入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）に基づき、公表するものとする。

（契約の特約）

第9 業務の執行者は、第7の規定により落札者が決定された場合は、業務の適正な履行を確保するため、契約書に別記に掲げる条項を加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

（履行能力確認調査審査基準の策定）

第10 第5及び第6に規定する履行能力確認調査の具体的調査方法や適否の判断基準については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。  
2 建設関連業務に係る履行能力確認調査試行要領（平成15年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記 特に定めた契約条件

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第〇条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(業務計画を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第〇条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。